

○ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、団体の活動として役員（代表者、主幹者その他いかなる名称であるかを問わず当該団体の事務に従事する者をいう。以下同じ。）又は構成員が、例えばサリンを使用するなどして、無差別大量殺人行為を行った団体につき、その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もって国民の生活の平穩を含む公共の安全の確保に寄与することを目的とする。

(この法律の解釈適用)

第二条 この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつて、いやくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。

(規制の基準)

第三条 この法律による規制及び規制のための調査は、第一条に規定する目的を達成するために必要な最小限度においてのみ行うべきであつて、いやくも権限を逸脱して、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するようなことがあつてはならない。

2 この法律による規制及び規制のための調査については、いやくもこれを濫用し、労働組合その他の団体の正当な活動を制限し、又はこれに介入するようなことがあつてはならない。

(定義)

第四条 この法律において「無差別大量殺人行為」とは、破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四条第一項第二号へに掲げる暴力的破壊活動であつて、不特定かつ多数の者を殺害し、又はその実行に着手してこれを遂げないもの（この法律の施行の日から起算して十年以前にその行為が終わつたものを除く。）をいう。

2 この法律において「団体」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体をいう。ただし、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合には、これに対して、この法律による規制を行うことができるものとする。

(観察処分)

第五条 公安審査委員会は、その団体の役員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。

二 当該無差別大量殺人行為に關与した者の全部又は一部が当該団体の役員又は構成員であること。

三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に關与し得る者であつて、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であつた者の全部又は一部が当該団体の役員であること。

四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。

- こと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。
 - 2 前項の処分を受けた団体は、政令で定めるところにより、当該処分が効力を生じた日から起算して三十日以内に、次に掲げる事項を公安調査庁長官に報告しなければならない。
 - 一 当該処分が効力を生じた日における当該団体の役職員の氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所
 - 二 当該処分が効力を生じた日における当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途
 - 三 当該処分が効力を生じた日における当該団体の活動の用に供されている建物の所在、規模及び用途
 - 四 当該処分が効力を生じた日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの
 - 五 その他前項の処分に対し公安審査委員会が特に必要と認める事項
 - 3 第一項の処分を受けた団体は、政令で定めるところにより、当該処分が効力を生じた日からその効力を失う日の前日までの期間を三月ごとに区分した各期間（最後に三月未満の区分した期間が生じた場合には、その期間とする。以下この項において同じ。）ごとに、当該各期間の経過後十五日以内に、次に掲げる事項を、公安調査庁長官に報告しなければならない。
 - 一 当該各期間の末日における当該団体の役職員の氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所
 - 二 当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途
 - 三 当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている

- 建物の所在、規模及び用途
- 四 当該各期間の末日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの
 - 五 当該各期間中における当該団体の活動に関する事項のうち政令で定めるもの
 - 六 その他第一項の処分に対し公安審査委員会が特に必要と認める事項
 - 4 公安審査委員会は、第一項の処分を受けた団体が同項各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合であつて、引き続き当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるときは、その期間を更新することができる。
 - 5 第三項の規定は、前項の規定により期間が更新された場合について準用する。この場合において、第三項中「当該処分が効力を生じた日から」とあるのは、「期間が更新された日から」と読み替えるものとする。
 - 6 公安調査庁長官は、第二項の規定又は第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けたときは、その内容を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。
- （観察処分の実施）
- 第七条 公安調査庁長官は、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体の活動状況を明らかにするため、公安調査官に必要な調査をさせることができる。
- 2 公安調査庁長官は、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときは、公安調査官に、同条第一項又は第四項の処分を受けている団体が所有し又は管理する土地又は建物に立ち入らせ、設備、帳簿書類その他必要な

物件を検査させることができる。

- 3 前項の規定により立入検査をする公安調査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分の請求)

- 第十二条 第五条第一項及び第八条の処分は、公安調査庁長官の請求があつた場合にのみ行う。第五条第四項の処分についても、同様とする。
- 2 公安調査庁長官は、前項の処分を請求しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官の意見を聴くものとする。
 - 3 警察庁長官は、必要があると認められるときは、公安調査庁長官に対し、第五条第一項若しくは第四項又は第八条の処分を請求することが必要である旨の意見を述べることができる。

(決定の通知及び公示)

- 第二十四条 第二十二条第一項の決定は、公安調査庁長官及び当該団体に通知しなければならない。
- 2 前項の通知は、公安調査庁長官及び当該団体に決定書の謄本を送付して行う。ただし、当該団体に代理人がある場合には、当該団体に代えて代理人に決定書の謄本を送付することができる。
 - 3 第二十二条第一項の決定は、官報で公示しなければならない。
 - 4 公安調査庁長官は、第一項の通知を受けたときは、その内容を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。

(決定の効力発生時期)

第二十五条 第二十二条第一項の決定は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める時に、それぞれその効力を生ずる。

- 一 処分の請求を却下し、又は棄却する決定 決定書の謄本が公安調査庁長官に送付された時
- 二 処分を行う決定 前条第三項の規定により官報で公示した時

(観察処分の期間の更新の手續)

- 第二十六条 公安調査庁長官は、第十二条第一項後段の処分の請求をするときは、更新の理由となる事実その他公安審査委員会規則で定める事項を記載した請求書(以下この条において「更新請求書」という。)を公安審査委員会に提出して行わなければならない。
- 2 更新請求書には、更新の理由となる事実を証すべき証拠書類等を添付しなければならない。
 - 3 公安審査委員会は、第一項の請求があつたときは、当該団体に対し、意見陳述の機会を付与しなければならない。この場合において、意見陳述は、陳述書及び証拠書類等を提出して行うものとする。
 - 4 公安審査委員会は、前項の陳述書の提出期限の七日前までに、当該団体に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - 一 更新が予定される処分の内容及び更新の根拠となる法令の条項
 - 二 更新の理由となる事実
 - 三 陳述書の提出先及び提出期限
 - 5 第十七条第二項及び第三項並びに第十八条の規定は、期間の更新に対する意見陳述について準用する。この場合において、第十七条第二項中「前項」とあり、及び第十八条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二十六条第四項」と、同項中「同条第二項後段」とあるのは「第二十六条第五項において準用する第十七条第二項後段」と読み替えるものとする。

6 第二十二條第一項及び第二十三條から前条までの規定は、公安審査委員会が行う期間の更新の決定について準用する。この場合において、第二十三條中「前条第一項の決定」とあり、並びに第二十四條第一項及び第三項並びに第二十五條中「第二十二條第一項の決定」とあるのは、「第二十六條第六項において準用する第二十二條第一項の決定」と読み替えるものとする。

○ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行令

(観察処分付された団体の報告の方法)

第一条 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(以下「法」という。)第五条第二項及び第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による報告をしなければならない団体は、法務省令で定める様式に従い、文書で、当該報告をしなければならない。

(資産及び負債の範囲)

第二条 法第五条第二項第四号及び第三項第四号(同条第五項において準用する場合を含む。)に規定する資産及び負債のうち政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 資産

イ 当該団体が所有権、地上権又は賃借権を有する土地(法第五条第二項第二号の土地又は同条第三項の規定による報告の場合における同項第二号の土地を除く。)の所在、地積及び用途並びにその権利の種類及び当該権利に係る名義人の氏名又は名称

ロ 当該団体が所有権又は賃借権を有する建物(法第五条第二項第三号の建物又は同条第三項の規定による報告の場合における同項第三号の建物を除く。)の所在、規模及び用途並びにその権利の種類及び当該権利に係る名義人の氏名又は名称

ハ 現金の現在額

ニ 貸付金の貸付先、貸付残高、貸付名義人の氏名又は名称、弁済期日並びに担保権の有無及びその内容

ホ 預貯金の種類、金融機関名、残高及び口座名義人の氏名又は名称

ヘ 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項及び第二項に規定する有価証券の種類、銘柄及び数量

ト 金、銀及び白金の地金(当該貴金属の地金に占める貴金属の含有量の割合が法務省令で定める割合以上のものに限る。)の種類及び重量

チ 当該団体が所有権又は賃借権を有する自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項で定める自動車(小型特殊自動車を除く。)をいう。)の登録番号又は車両番号並びにその権利の種類及び当該権利に係る名義人の氏名又は名称

リ 当該団体が所有権又は賃借権を有する航空機(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第一項で定める航空機をいう。)の番号並びにその権利の種類及び当該権利に係る名義人の氏名又は名称

又 当該団体が所有権又は賃借権を有する船舶(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条で定める日本船舶のうち、国内において船舶国籍証書の交付を受けた船舶又は小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第二百二号)第九条第一項に規定する登録小型船舶をいう。)の番号又は船舶番号及び船籍港並びにその権利の種類及び当該権利に係る名義人の氏名又は名称

二 負債

借入金の借入先、借入残高、借入名義人の氏名又は名称及び弁済期日

(団体の活動に関する事項の範囲)

第三条 法第五条第三項第五号に規定する当該団体の活動に関する事項のうち政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 当該団体（その支部、分会その他の下部組織を含む。以下この号において同じ。）がした当該団体の活動に関する意思決定の内容

二 当該団体の機関誌紙の名称及び発行部数並びに編集人及び発行人の氏名